

建物の所有者・管理者の皆様へ

あなたの建物のエレベーターは、 平成21年9月以降に設置されたものですか？

平成21年9月より前に設置されたエレベーターにも

「戸開走行保護装置」を取り付けましょう

◆戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置です。利用者が乗場のドアの枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎ、利用者の安全を守ります。



平成18年6月に東京都港区の共同住宅で発生した高校生の死亡事故を受け、平成21年9月28日以降に設置するエレベーターには「戸開走行保護装置」の設置が義務付けられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置の義務はありませんが、既設エレベーターの安全性確保のために、戸開走行保護装置の積極的な取り付けをお願いいたします。

既設エレベーターへの取付けの可否、具体的な改修方法、改修期間、改修費用については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

◆安全マークの表示制度

エレベーターに「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が認識できるよう、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。

一般社団法人建築性能基準推進協会

電話：03-3513-7561 WEB：<http://www.seinokyo.jp/>



戸開走行保護装置設置済みマーク

お問い合わせ

松江市 歴史まちづくり部建築指導課（建築指導係）

TEL：0852-55-5342 FAX：0852-55-5342